オ　始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度		有・無
カ　事業所内保育施設の設置運営		有・無
キ　育児に要する経費の援助措置等		有・無

様式第1号（第3面）の注中「から⑦」を「から⑦まで」に改め、同⑤中「の措置」を削り、同様式（第5面・第6面）の11の②中「（平成3年法律第76号）」を削り、同③中「「短時間勤務の制度」」を「「短時間勤務制度」」に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉等に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号。）第三十四条第一項第一号」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第１項」に、「短時間勤務の制度の措置」を「所定労働時間の短縮措置」に、「小学校」を「３歳から小学校」に、「短時間勤務の制度を」を「所定労働時間の短縮措置に準ずる措置を」に改め、同12中「勤務時間の短縮等の措置等」を「短時間勤務制度等」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

（一般事業主行動計画の計画期間が施行日前に開始した事業主に関する経過措置）

第二条　施行日前に計画期間が開始した一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）に関して事業主（改正法附則第二条に規定する事業主を除く。）が行う法第十三条の申請に係る同条の認定の基準については、この省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新次世代則」という。）第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（常時百人以下の労働者を雇用する事業主に関する暫定措置等）

第三条　改正法附則第二条に規定する事業主については、平成二十四年六月三十日までの間、新次世代則第四条の規定は適用せず、この省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第四条の規定は、なおその効力を有する。

２　平成二十四年七月一日前に計画期間が開始した一般事業主行動計画に関して事業主（前項に規定する事業主に限る。）が同日以降に行う法第十三条の申請に係る同条の認定の基準については、新次世代則第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告　示

国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省　告示第一号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）の施行に伴い、及び次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第七条第一項の規定に基づき、行動計画策定指針（平成二十一年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正し、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年六月三十日）から適用することとしたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十二年六月二十三日

国家公安委員会委員長　臨時代理　国務大臣　中井　洽
文部科学大臣　玄葉光一郎
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

一の1を次のように改める。

1　背景

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成十五年七月に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号。以下「法」という。）が制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきたところである。

その後、「少子化社会対策大綱」（平成十六年六月）並びに「「子ども・家族を応援する日本」重点戦略」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）（平成十九年十二月）などを踏まえ、施策が講じられてきたところである。

このうち、憲章においては、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとされ、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の関係者が果たすべき役割を掲げている。また、行動指針においては、憲章が掲げる三つの社会を実現するために必要な条件を示すとともに、各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定しているところである。

さらに、平成二十二年一月には、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）に基づき、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱として「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。「子ども・子育てビジョン」では、子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、経済面の支援と保育サービス等の基盤整備とのバランスのとれた総合的な子育て支援を推進する一環として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための働き方の改革についても、平成二十二年度から平成二十六年度までの五年間を目途として目指すべき施策内容と数値目標を定め、目標の達成に向けて取り組むこととしている。

今後は、こうした目標の達成に向けた取組を含め、仕事と生活の調和の推進に向けた具体的な取組を進めていくことが必要である。

七の1の(1)のエ中(エ)をオとし、ウを(エ)とし、(イ)をウとし、同(ア)中「周知等」を「周知」に改め、「男性も育児休業を取得できることや、」を削り、同(ア)を同(イ)とし、その前に次のように加える。

(ア)　男性の育児休業の取得を促進するための措置

「パパ・ママ育休プラス」の制度や専業主婦の夫でも育児休業を取得できることについての周知等、男性の育児休業の取得を促進するための措置を実施する。

七の1の(1)のオを次のように改める。

オ　短時間勤務制度等の実施

働き続けながら子育てを行う労働者が子育てのための時間を確保できるようにするため、子どもを育てる労働者のうち希望する者が利用できる制度として、次に掲げる措置のうち適切なものを実施する。

(ア)　三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除

(イ)　三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度

(ウ)　フレックスタイム制度

(エ)　始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度

七の1の(1)のカ中「事業所内保育施設」に改め、同コ中「、子どもの検診や予防接種のための休暇制度の実施」を削り、同サ中「看護休暇」の下に「、所定外労働の制限」を加え、「及び深夜業の制限」を「、深夜業の制限及び所定労働時間の短縮措置」に改め、同(2)のウ中「の促進」を「・定着」に、「導入が」を「導入・定着が」に改める。

○外務省告示第三百七号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第六号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失った。

平成二十二年六月二十三日　外務大臣　岡田　克也